

備前市生活交通チケット Q&A

(令和 7 年 4 月 1 日～)

Q1. 交付要件は？

A：申請時において①～③のすべてに該当している人が対象となります。

- ① 備前市内に住所を有する在宅の人（※）
- ② 身体障害者手帳 1 級・2 級または、療育手帳 A の交付を受けている人
- ③ 市民税非課税世帯の世帯員（※）

※① 在宅について：施設に入所されている方についての「在宅」の扱いは、施設によって異なりますので、交通政策課までお問い合わせください。

※③ 市町村民税について：申請する年度の市町村民税が課税される以前に申請する場合にあっては、前年度の市町村民税を適用します。

Q2. 申請・交付方法は？

A：申請時において、Q1 の交付要件①～③のすべてに該当している人が申請できます。

②に該当する手帳、マイナンバーカードなど本人確認ができるものをご持参のうえ、備前市役所交通政策課、日生総合支所、吉永総合支所、三石総合支所、三国出張所で手続きをお願いします。

※備前市役所で申請された場合は、その場でチケットを交付いたします。各支所、出張所で申請された場合は市役所で審査のうえ、後日郵送にてチケットを交付いたします。

Q3. 世帯に対象者が複数いる場合は？

A：個人が対象になりますので、要件に該当する人それぞれ申請をお願いします。

Q4. チケットの金額はいくら？

A：チケットは 1 枚 500 円で、1 ヶ月 2,000 円（4 枚）です。申請月から令和 8 年 3 月分までまとめて交付します。

Q5. 使用期限はあるの？

A：チケットが使用できる期限は令和 8 年 3 月 31 日までです。

Q6. 使い方は？

A：・使用する際は必ず氏名欄へお名前(ゴム印・認印可)と使用日を記入してください。

・1 回の乗車につき、使用できるチケットは 1 枚です。1 回に複数枚使用することはできませんのでご注意ください。（裏面あり）

- ・チケットは、市内での移動時のみしか使用できません。
- ・ご家族であっても、交付要件（上記Q1）に該当する人のみしか使用できません。
- ・交付を受けたチケットを譲渡したり、対象者以外の運賃を支払ったりすることは出来ません。偽りその他不正な手段によりチケットの交付を受けたり、使用された場合、未使用のチケットを返還していただくとともに使用済みのチケットに相当する額を請求させていただきます。
- ・再交付は行いません。
- ・チケット交付後に条件を満たさなくなった場合は、未使用のチケットを備前市役所交通政策課まで返還して下さい。
- ・タクシーをご利用時のみ使用できます。（市営バスと定期船では利用できません。）

Q7. どこで使えるの？

A：下記の備前市内タクシー会社等でしか利用できませんのでご注意ください。

※使用する際はチケットに必ずお名前と日付を記入してください。

タクシー会社名	電話番号	
香登タクシー(香登本)	0869-66-9041	
(資)海王交通(穂浪)	0869-67-0021	
日生交通(有)(日生)	0869-72-0205	
(有)吉永タクシー(吉永中)	0869-84-4000	
(有)三石タクシー(三石)	0869-62-0145	
介護タクシー 竹ちゃん(日生)	090-8994-2395	
介護・福祉タクシー 陽だまり(日生)	0869-92-4801	
アイタクシー(片上)	090-9267-8369	

※指定するタクシー会社以外では使用できません。

【お問合せ先】備前市交通政策課 ☎ (0869) 64-1852